

複合機の調達及び保守に係る見積合わせの実施について

新たな複合機をリースで導入するにあたり、物件、その調達先及び保守業者を決定するために、次のとおり見積合わせを実施する。

令和7年5月22日

胎内市長 井畑 明彦

1 案件に関する事項

- (1) 件名 胎内市立小中学校カラー複合機保守業務委託
- (2) 設置場所 胎内市 大川町 地内ほか
- (3) 保守期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで（長期継続契約）
- (4) 概要 仕様書のとおり

2 予定価格 事後公表**3 最低制限価格** 設定しない**4 契約保証金** 契約金額の100分の10以上必要。ただし、胎内市財務規則（平成17年規則第48号）第114条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。**5 参加資格**

- (1) 胎内市物品・役務等の制限付一般競争入札に関する要綱（平成20年告示第145号）第4条の規定により、入札参加資格を有すると認められる者であること。
- (2) 胎内市物品・役務等入札参加資格審査規程（平成20年告示第23号）第6条第1項の入札参加資格者名簿（令和7・8・9年度）に登載されている者のうち、大分類「**役務の提供**」の中分類「**その他業務**」の小分類「**複合機等保守（物件提供含む）**」に登載されている者であること。
- (3) 公告日現在において、**胎内市に主たる営業所又は従たる営業所を有する者**であること。なお、従たる営業所が参加する場合は、主たる営業所から当市との契約について、一切の権限を委任されている営業所であること。
- (4) 単体の業者であること。
- (5) この見積合わせに参加しようとする他の者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

6 設計図書の閲覧

次のとおり設計書及び添付図面等の閲覧を行う。

- (1) 閲覧期間 令和7年5月22日（木） から 令和7年6月4日（水） まで
- (2) 閲覧場所 胎内市役所3階 設計図書閲覧所及びホームページ

7 参加方法

参加希望者は、関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年6月4日（水） **正午**
- (2) 提出書類
 - ・ 見積書（仕様書中の別紙2）
 - ・ 複合機の型式等が分かる書類
 - ・ 保守料の各単価、端数処理方法及び積算根拠が分かる書類
- (3) 提出方法 胎内市財政課へ持参するものとする。

8 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 方法及びあて先 書面で担当課である学校教育課 あてに行うこと。
- (2) 受付期限 令和7年5月28日（水） 午後 5時00分
- (3) 回答日時 令和7年5月30日（金） 午前 9時00分 （予定）
- (4) 回答方法 設計図書閲覧所及びホームページにて公表する。
- (5) その他 質問回答書は、契約図書の一部であり重要なものなので、掲載の有無について必ず自ら確認すること。当市から個別に公表について連絡はしないものとする。

9 契約の相手方の決定について

- (1) 7（1）の提出期限後、速やかに提出書類を審査し、契約の相手方を決定する。
- (2) 上記（1）で契約の相手方となった者は、速やかに次に掲げる書類を市長に提出すること。
 - （提出先は、胎内市財政課）
 - （ア）契約保証に関する届出書（様式第1号）
 - （イ）その他別に指定する書類（指示した場合のみ）
- (3) 契約の相手方として決定された者と停止条件付複合機保守契約を締結する。

10 その他

- (1) 7 (2)に掲げる書類をすべて提出すること。いずれかひとつでも提出されない場合、又は提出された書類に不備がある場合は、当該見積は無効とする。また、参加希望者は、7 (2)に掲げる書類のほか、諸条件確認のために市長が行う指示に従うこと。
- (2) 見積書提出において、重大な瑕疵があった場合には、胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成17年訓令第38号）に基づき、指名停止等の措置を講ずることがある。
- (3) 資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された資料等については返却しない。
- (4) 本件は、胎内市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であり、この契約の締結の属する年度の翌年度以降において、本契約における予算が減額又は削除された場合は契約を解除することができるものとする。
- (5) 様式等は、胎内市ホームページ「入札契約情報」から入手すること。
<http://www.city.tainai.niigata.jp/gyose/nyusatsu/index.html>

11 照会先

- | | | | |
|--------------|-------|-------|----------------------------|
| (1) 一般的事項 | 財政課 | 契約検査係 | (電話：0254-43-6111 内線 1342) |
| (2) 設計に関する事項 | 学校教育課 | 施設係 | (電話：0254-43-6111 内線 2315) |